

新たな道路協力団体を指定しました

～自発的な道路の維持や道路利用者への利便増進などの活動を支援～

北海道開発局では、これまで年1回の公募により道路協力団体^{注)}の指定を行ってききましたが、令和7年11月18日以降、事前相談・申請を随時受け付けております。

今回、申請いただいた団体について審査した結果、以下の団体を道路協力団体に指定しましたのでお知らせします。

令和8年5月29日現在、北海道開発局管内の道路協力団体は13団体となりました。

(別紙-1参照)

法人等の名称	業務を行う道路の区間
知床ねむろ北太平洋シーニックバイ ウェイルート運営代表者会議	国道44号 北海道釧路郡釧路町別保原野南22線
	国道243号 北海道野付郡別海町奥行
	国道272号 北海道標津郡標津町標津2350
	国道335号 北海道目梨郡羅臼町峯浜町 (延長: 約0.4km)

道路協力団体として活動するメリットや全国の事例については、以下の道路協力団体ホームページをご覧ください。

【道路協力団体HP】 <https://www.mlit.go.jp/road/kyoryokudantai/index.html>

注) 道路協力団体制度は、道路における身近な課題の解消や道路利用者のニーズへのきめ細やかな対応などの業務に自発的に取り組む民間団体等を支援し、地域の実情に応じた道路管理の充実を図ることを目的とした制度で、平成28年4月に創設されました。制度の概要については、別紙-2および以下ホームページをご覧ください。

【北海道開発局HP】 https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/kn/dou_kei/ud49g7000000b8fg.html

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話(代表) 011-709-2311

建設部 道路計画課 道路調査専門官 前田 哲哉(内線5845)

建設部 道路計画課 企画第2係長 八幡 俊亮(内線5368)

北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>



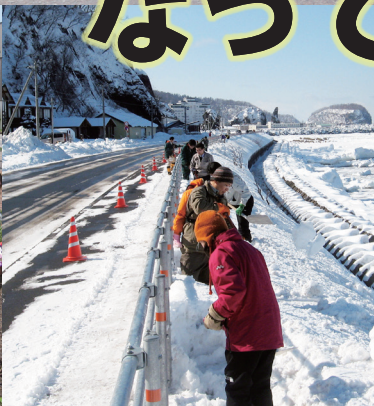
道路協力団体指定の状況(北海道開発局管内)

	指定番号	指定年月日	道路協力団体に指定する期間	法人等の名称	住所、事務所の所在地
第一回指定	国(北海道開発局)札幌第1号	令和6年12月25日(更新) (初回指定平成28年12月27日)	令和11年12月24日まで (更新)	ウインターライフ推進協議会	札幌市北区北11条西2丁目2-17
	国(北海道開発局)札幌第2号	令和6年12月25日(更新) (初回指定平成28年12月27日)	令和11年12月24日まで (更新)	札幌大通まちづくり株式会社	札幌市中央区南1条西4丁目13番地
	国(北海道開発局)札幌第3号	令和6年12月25日(更新) (初回指定平成28年12月27日)	令和11年12月24日まで (更新)	札幌シーニックバイウエイ藻岩山麓・定山溪ルート運営代表者会議	札幌市南区澄川3条2丁目5番7号
	国(北海道開発局)小樽第1号 国(北海道開発局)室蘭第1号	令和7年12月18日(更新) (初回指定平成28年12月27日)	令和11年12月24日まで (更新)	支笏洞爺ニセコルート代表者会議	有珠郡壮瞥町宇滝之町384番地1
	国(北海道開発局)網走第1号	令和6年12月25日(更新) (初回指定平成28年12月27日)	令和11年12月24日まで (更新)	東オホーツクシーニックバイウエイ連携会議	斜里郡斜里町ウトロ香川104-2
	国(北海道開発局)留萌第1号	令和6年12月25日(更新) (初回指定平成28年12月27日)	令和11年12月24日まで (更新)	萌える天北オロロンルート運営代表者会議	苫前郡羽幌町北3条2丁目
第二回指定	国(北海道開発局)帯広第1号	令和7年12月18日(更新) (初回指定平成29年12月18日)	令和12年12月17日まで (更新)	十勝シーニックバイウエイ十勝平野・山麓ルート代表者会議	上川郡新得町本通南1丁目23番地
第三回指定	国(北海道開発局)釧路第1号	令和3年12月24日(更新) (初回指定平成31年1月18日)	令和8年12月23日まで (更新)	釧路湿原・阿寒・摩周シーニックバイウエイルート運営代表者会議	釧路市新川町1-7
第四回指定	国(北海道開発局)帯広第2号	令和6年12月25日(更新) (初回指定令和元年12月25日)	令和11年12月24日まで (更新)	十勝シーニックバイウエイ南十勝夢街道ルート代表者会議	中川郡幕別町忠類白銀町204番地
	国(北海道開発局)函館第1号	令和6年12月25日(更新) (初回指定令和元年12月25日)	令和11年12月24日まで (更新)	函館・大沼・噴火湾ルート運営代表者会議	函館市富岡町1丁目5-11
第六回指定	国(北海道開発局)旭川第1号	令和3年12月24日 (初回指定令和3年12月24日)	令和8年12月23日まで	シーニックバイウエイ北海道大雪・富良野ルート運営代表者会議	空知郡上富良野町宮町1丁目2-25
第八回指定	国(北海道開発局)小樽第2号	令和5年12月21日 (初回指定令和5年12月21日)	令和10年12月20日まで	羊蹄ニセコ自転車走行協議会	虻田郡倶知安町南1条東2丁目4-7 ベルウッドビル3階
今回の指定	国(北海道開発局)釧路第2号	令和8年5月29日 (初回指定令和8年5月29日)	令和13年5月28日まで	知床ねむろ北太平洋シーニックバイウエイルート運営代表者会議	根室市明郷101番地



道路で清掃・除草などの
公的活動を行う方々へ

道路協力団体に なってみませんか？



現在の公益活動を、今後さらに充実させるため
道路空間を活用して**収益を得る活動**を行い、
道路の快適性を向上させませんか？

道路協力団体制度が 活用できます。



道路協力団体とは

自発的に道路の維持、道路交通環境の向上に関する活動を行う民間団体を支援するものです。道路協力団体になることで、道路上での収益活動が可能となり、活動時の申請手続きが緩和され活動がしやすくなります。官民連携による道路管理の一層の充実と民間主体によるまちづくり活動を促進していきます。

収益活動が
可能に

道路における
公的活動



+



道路

道路の
価値向上



活動の
充実化

道路協力団体として活動するメリット

- ★ 収益活動・手続きの簡素化による
活動の充実
- ★ 認知度・社会的信用度の向上による
継続的な活動
- ★ 全国の活動団体との連携による
活動の活性化・発展

道路協力団体の業務



①

除草や清掃活動など道路の維持管理、道路に関する工事

例：道路の清掃、花壇整備、歩道の段差解消のためにステップの設置等の軽易な工事



②

安全で円滑な道路交通の確保や道路の利便性向上のための案内板やオープンカフェなどの設置・管理

例：案内板、シェアサイクル駐輪場、オープンカフェ、マルシェ、道路に関連したイベント開催に要する機材など



③

道路の管理に関する情報又は資料の収集・提供

例：サイクルツーリズムに関する情報収集、共有の場の開催など



④

交通量調査やニーズ調査などの調査研究

例：集約サインの設置・研究など



⑤

道路に関する知識の普及・啓発のための勉強会の開催や地元学校との連携などの取組

例：啓発活動としてのイベント開催など



⑥

①～⑤に関連する取組

なお、道路協力団体は①～⑥すべての業務を行う義務はなく、一部を実施する団体も指定の対象となります。

道路協力団体になるための条件

道路協力団体として活動を行う区間において、概ね5年間※1活動（清掃・除草等の維持管理活動）を行っていること。

※1：道路管理者と協定等を締結して清掃等のボランティア活動を行ってきた実績がある場合は、2年間に短縮される場合があります。

※詳細については道路管理者または以下の問い合わせ先へご確認ください。

よくあるご質問 (FAQ)

Q

①（維持管理）と②（収益活動）の場所が異なる場合、収益活動は可能でしょうか。

A

①業務の区間外でも、申請区間内であれば②業務の実施が認められます。

Q

ボランティア・サポート・プログラム（以下、VSP）の実施団体でも、道路協力団体になることが出来ますか。

A

VSPの実施団体も道路協力団体になることが出来ます。道路協力団体になることで、収益活動を行うことが出来るようになり、活動の充実が期待されます。

※その他のFAQはホームページで確認ください

みちを守り、育て、楽しむ

道路協力団体



国土交通省

窓口：国土交通省 道路局 環境安全・防災課
連絡先：hqt-douro_kyouryoku@gxb.mlit.go.jp

●相談内容・該当道路・所属・連絡先等を記載のうえ、メールにてご連絡ください。●添付ファイルは受信できませんので、まずはメール本文に内容を記載してください。

<https://www.mlit.go.jp/road/kyoryokudantai/index.html>

